

担当	平成24年11月14日
	大分労働局職業安定部
	職業対策課長 矢野善朗
	障害者雇用担当官 宮下和久
	電話 097-535-2090

報道関係者 各位

平成24年 障害者雇用状況の集計結果について

大分労働局(局長 久保雅裕)では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成24年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は1.8%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、厚生労働省が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定することとしています(民間企業の場合は1.8%→2.0%)。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>(56人以上規模)(法定雇用率1.8%)

- 雇用障害者数2,387.0人と前年より6.8%(151.5人)増加。
- 実雇用率は2.10%(全国平均1.69%)。
- 法定雇用率達成企業の割合は58.7%(全国平均46.8%)

<公的機関>

- 県の機関(法定雇用率2.1%)
雇用障害者数105.5人、実雇用率2.29%
- 市町村の機関(法定雇用率2.1%)
雇用障害者数243.0人、実雇用率2.32%
- 教育委員会(法定雇用率2.0%)
県教育委員会：雇用障害者数141.0人、実雇用率1.85%
市教育委員会：雇用障害者数4.0人、実雇用率2.40%

大分労働局は、法定雇用率を下回る民間企業及び地方公共団体に対し、引き続き障害者の雇用促進に向け、一層の指導を行っていきます。

1. 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 1.8%の法定雇用率が適用される常用労働者56人以上規模の企業に雇用されている障害者の数(注1)は、2,387.0人で、前年より6.8%(151.5人)増加した。
- 実雇用率(注2)は、2.10%(全国平均1.69%)で前年より0.1ポイント上昇し、法定雇用率達成企業割合は、58.7%(全国46.8%)で前年より0.4ポイント低下した。
(第1表 民間企業における障害者の雇用状況)

(2) 企業規模別の状況

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で434.5人、100～300人未満で785.0人、300～500人未満で267.0人、500人以上で900.5人であった。
- 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率2.10%と比較すると、500人以上規模企業(2.57%)は上回り、56～100人未満(2.10%)で同率、100～300人未満(1.78%)、300～500人以上規模企業(1.88%)については下回った。
- 法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が56.3%、100～300人未満が65.4%、300～500人未満が63.6%、500人以上が32.1%であった。
(第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況)

(3) 産業別の状況

- 雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が2.0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が3.0人、「建設業」が29.0人、「製造業」が591.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が7.0人、「情報通信業」が24.0人、「運輸業、郵便業」が97.5人、「卸売業、小売業」が237.5人、「金融業、保険業」が91.0人、「不動産業、物品賃貸業」が8.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が14.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が105.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が25.0人、「教育・学習支援業」が26.0人、「医療・福祉」が929.0人、「複合サービス事業」が57.5人、「サービス業」が140.5人であった。
- 実雇用率は、医療・福祉(3.59%)、サービス業(2.16%)などの産業において高くなっている。
(第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況)

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関

- 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は105.5人、実雇用率は2.29%で、前年より0.25ポイント上昇した。
(第4表 ①法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体)

(2) 市町村の機関

市町村の機関(法定雇用率 2.1%)に在職している障害者の数は 243.0 人、実雇用率は 2.32%で、前年より 0.17 ポイント上昇した。

(第 4 表 ①法定雇用率 2.1%が適用される地方公共団体)

(3) 教育委員会

法定雇用率 2.0%が適用される県及び市教育委員会に在職している障害者の数は、145.0 人、実雇用率は 1.86% (県教育委員会は 1.85%、市教育委員会は 2.40%) で、前年より 0.41 ポイント上昇した。

(第 4 表 ②法定雇用率 2.0%が適用される都道府県等の教育委員会)

(注 1)・・・ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者 (1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者) については、1 人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5 人分としてカウントされる。

(注 2)・・・ 雇用している障害者の数を常用労働者数で除した割合。常用労働者数は、常用労働者総数から除外率相当数 (身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数) を除いた労働者数である。

第1表 民間企業における障害者の雇用状況

平成24年6月1日現在

年度	① 企業数	② 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E/②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
24年度	656	113,934.5	567.0	34.0	1,119.0	200.0	2,387.0	2.10	58.7
23年度	638	111,542.5	530.0	37.0	1,064.0	149.0	2,235.5	2.00	59.1

(24年度 資料出所 大分労働局集計)

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

平成23年6月1日現在

区分	① 企業数	② 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E/②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
56～100人未満	286 (267)	20,728.5 (19,226.5)	80 (69)	4 (4)	251 (188)	39 (42)	434.5 (351.0)	2.10 (1.83)	56.3 (56.9)
100～300人未満	298 (301)	44,016.5 (44,519.0)	163 (152)	11 (17)	415 (445)	66 (49)	785.0 (790.5)	1.78 (1.78)	65.4 (61.8)
300～500人未満	44 (45)	14,194.0 (14,500.0)	58 (165)	4 (5)	134 (194)	26 (29)	267.0 (543.5)	1.88 (3.75)	63.6 (66.7)
500人以上	28 (25)	34,995.5 (33,297.0)	266 (144)	15 (11)	319 (237)	69 (29)	900.5 (550.5)	2.57 (1.65)	32.1 (36.0)
規模計	656 (638)	113,934.5 (111,542.5)	567.0 (530.0)	34.0 (37.0)	1,119.0 (1,064.0)	200 (149)	2,387.0 (2,235.5)	2.10 (2.00)	58.7 (59.1)

() 内は平成23年度分

(24年度 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 ②欄の「算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 () 内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第3表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

平成24年6月1日現在

区 分	① 企業数	② 算定の基礎となる労働者数	③ 障 害 者 の 数					④ 実雇用率 E/②×100	⑤ 法定雇用率 の割合	法定雇用率 達成企業 数
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5			
	企業	人	人	人	人	人	人	%	%	企業
農・林業	1 (0)	74.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	- -	0 (0)
漁業	1 (1)	144.0 (142.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	1.39 (1.41)	100.0 (100.0)	1 (1)
鉱・採石・砂利採取業	1 (1)	298.5 (310.0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	3.0 (3.0)	1.01 (0.97)	0.0 (0.0)	0 (0)
建設業	23 (23)	2,418.5 (2,412.5)	6 (7)	0 (0)	17 (18)	0 (0)	29.0 (32.0)	1.20 (1.33)	47.8 (43.5)	11 (10)
製造業	158 (158)	32,178.0 (31,931.5)	138 (130)	1 (1)	307 (308)	14 (14)	591.0 (576.0)	1.84 (1.80)	60.1 (60.8)	95 (96)
食料品・たばこ	37	5,541.0	11	1	65	5	90.5	1.63	59.5	22
繊維工業	5	510.0	12	0	15	0	39.0	7.65	80.0	4
木材・家具	5	468.0	6	0	4	1	16.5	3.53	80.0	4
パルプ・紙・印刷	11	1,094.0	8	0	10	0	26.0	2.38	90.9	10
化学工業	10	1,683.0	5	0	18	0	28.0	1.66	60.0	6
窯業・土石	6	460.0	0	0	5	0	5.0	1.09	83.3	5
鉄鋼	2	237.0	0	0	1	0	1.0	0.42	0.0	0
非鉄金属	2	611.0	1	0	4	1	6.5	1.06	0.0	0
金属製品	11	975.0	1	0	7	1	9.5	0.97	45.5	5
電気機械	14	2,614.0	6	0	26	0	38.0	1.45	57.1	8
その他機械	43	14,566.5	74	0	106	4	256.0	1.76	51.2	22
その他	12	3,418.5	14	0	46	2	75.0	2.19	75.0	9
電気・ガス・熱供給業	3 (3)	322.5 (271.0)	2 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	7.0 (5.0)	2.17 (1.85)	100.0 (66.7)	3 (2)
情報通信業	15 (12)	1,915.0 (1,708.5)	6 (5)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	24.0 (22.0)	1.25 (1.29)	53.3 (58.3)	8 (7)
運輸・郵便業	38 (38)	5,989.0 (6,074.5)	11 (15)	2 (2)	73 (77)	1 (1)	97.5 (109.5)	1.63 (1.80)	55.3 (55.3)	21 (21)
卸売・小売業	85 (84)	17,143.0 (17,496.0)	53 (56)	8 (9)	96 (101)	55 (29)	237.5 (236.5)	1.39 (1.35)	49.4 (47.6)	42 (40)
金融・保険業	9 (9)	4,770.5 (4,657.5)	24 (24)	0 (0)	41 (43)	4 (4)	91.0 (93.0)	1.91 (2.00)	66.7 (77.8)	6 (7)
不動産・物品賃貸業	7 (7)	631.5 (594.5)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	8.0 (8.0)	1.27 (1.35)	71.4 (71.4)	5 (5)
学術・専門・技術サービス業	8 (8)	892.5 (775.0)	5 (4)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	14.0 (14.0)	1.57 (1.81)	62.5 (50.0)	5 (4)
	26 (26)	7,617.5 (7,725.0)	23 (19)	2 (2)	53 (53)	8 (7)	105.0 (96.5)	1.38 (1.25)	46.2 (46.2)	12 (12)
生活関連サービス・業娯楽	20 (18)	2,002.5 (1,688.0)	4 (3)	1 (1)	16 (13)	0 (0)	25.0 (20.0)	1.25 (1.18)	35.0 (33.3)	7 (6)
教育・学習支援業	12 (12)	1,633.0 (1,688.0)	7 (8)	0 (0)	12 (10)	0 (0)	26.0 (26.0)	1.59 (1.54)	75.0 (75.0)	9 (9)
医療・福祉	190 (180)	25,870.0 (24,437.0)	254 (222)	13 (13)	362 (301)	92 (79)	929.0 (797.5)	3.59 (3.26)	61.6 (65.0)	117 (117)
複合サービス事業	9 (10)	3,524.0 (3,344.0)	13 (12)	2 (1)	27 (27)	5 (0)	57.5 (52.0)	1.63 (1.56)	55.6 (50.0)	5 (5)
サービス業	50 (48)	6,510.5 (6,287.5)	21 (24)	4 (7)	84 (80)	21 (15)	140.5 (142.5)	2.16 (2.27)	76.0 (72.9)	38 (35)
産 業 計	656 (638)	113,934.5 (111,542.5)	567 (530)	34 (37)	1,119 (1,064)	200 (149)	2,387.0 (2235.5)	2.10 (2.00)	58.7 (59.1)	385 (377)

注) ()内は平成23年度分

(平成24年度 資料出所 大分労働局集計)

第4表 地方公共団体における障害者の在職状況

① 法定雇用率2.1 %が適用される地方公共団体

平成24年6月1日現在

		① 算定の基礎となる職員数	②障害者の数					③実雇用率 $E \div ① \times 100$
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	
		人	人	人	人	人	人	%
雇用率 2.1% 適用機関	県 4 機関	4,605.0 (4,624.5)	19 (17)	4 (3)	53 (47)	21.0 (21.0)	105.5 (94.5)	2.29 (2.04)
	市町村 24 機関	10,492.5 (10,525.5)	50 (42)	6 (5)	126 (127)	22.0 (21.0)	243.0 (226.5)	2.32 (2.15)
	合計	15,097.5 (15,150.0)	69 (59)	10 (8)	179 (174)	43.0 (42.0)	348.5 (321.0)	2.31 (2.12)

(平成24年度 資料出所 大分労働局集計)

② 法定雇用率2.0 %が適用される県及び市の教育委員会

雇用率 2.0% 適用機関 (教育委員会)	県 1 機関	7,640.0 (7,681.0)	29 (26)	3 (2)	77 (55)	6.0 (1.0)	141.0 (109.5)	1.85 (1.43)
	市町村 1 機関	167.0 (165.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	4.0 (4.0)	2.40 (2.42)
	合計	7,807.0 (7,846.0)	31 (28)	3 (2)	77 (55)	6.0 (1.0)	145.0 (113.5)	1.86 (1.45)

(平成24年度 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

平成24年6月1日現在

機関名	①算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
大分県知事部局	3,800.5	91.5	2.41		
大分県企業局	62.0	1.0	1.61		
大分県病院局	372.5	6.0	1.61	1.0	
大分県警察本部	370.0	7.0	1.89		
大分市役所	2,405.0	53.0	2.20		
別府市役所	710.0	19.0	2.68		
中津市役所	924.0	16.0	1.73	3.0	
日田市役所	581.0	12.0	2.07		
臼杵市役所	304.5	7.0	2.30		
佐伯市役所	966.0	22.0	2.28		
宇佐市役所	510.0	14.0	2.75		
豊後大野市役所	504.0	13.0	2.58		
杵築市役所	433.0	10.0	2.31		
国東市役所	388.0	9.0	2.32		
由布市役所	324.0	5.0	1.54	1.0	
津久見市役所	118.0	6.0	5.08		
豊後高田市役所	227.0	8.0	3.52		
竹田市役所	502.0	13.5	2.69		
玖珠町役場	178.0	4.0	2.25		
九重町役場	129.5	1.5	1.16	0.5	
日出町役場	155.0	5.0	3.23		
姫島村役場	175.0	5.0	2.86		
大分市教育委員会	427.0	9.0	2.11		
日田市教育委員会	70.0	1.0	1.43		
臼杵市教育委員会	76.5	2.0	2.61		
杵築市教育委員会	63.0	0.0	0.00	1.0	
大分市水道局	246.0	6.0	2.44		
別府市水道局	76.0	2.0	2.63		

法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

機関名	①算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③雇用率	④不足数	備考
大分県教育委員会	7,640.0	141.0	1.85	11.0	
別府市教育委員会	167.0	4.0	2.40		

注 1 ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | |
|---------------|-------|---|--------------|-------------------|------|
| ○ 民間企業 | | { | 一般の民間企業 | | 1.8% |
| | | | (56人以上規模の企業) | | |
| | | | 特殊法人等 | | 2.1% |
| | | | { | 労働者数48人以上規模の特殊法人、 | |
| | | | } | 独立行政法人、国立大学法人等 | |
| ○ 国、地方公共団体 | | | | | 2.1% |
| | | | | (48人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | | | | 2.0% |
| | | | | (50人以上規模の機関) | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業者は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業者の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業者区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業者のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業者の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業者には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主(従業員200人超)から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク